



山形県公報

平成24年3月21日(水)

号 外 (3)

目 次

条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (議 会) ……10
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) ……同
- 山形県部設置条例の一部を改正する条例…………… (同) ……11
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) ……12
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) ……22
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) ……24
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (生活文化課) ……26
- 山形県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例…………… (地球温暖化対策課) ……27
- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例…………… (水大気環境課) ……同
- 山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例…………… (雇用対策課) ……28
- 山形県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例…………… (食品安全衛生課) ……同
- 山形県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (子育て支援課) ……29
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (地域医療対策課) ……同
- 山形県介護保険事業基金条例…………… (長寿社会課) ……30
- 山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) ……31
- 山形県立保護施設条例の一部を改正する条例…………… (同) ……32
- 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (同) ……同
- 山形県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例…………… (同) ……33
- 山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……34
- 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例を廃止する条例…………… (用 地 課) ……同
- 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) ……同
- 山形県景観条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同

○山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(道 路 課) ……35
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………	(空港港湾課) ……39
○山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県県営住宅条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……40
○山形県立図書館条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁) ……同
○山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例 の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(同) ……41
○山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県立博物館条例の一部を改正する条例……………	(同) ……同
○山形県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例……………	(同) ……42
○山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例……………	(警 察 本 部) ……同
○山形県迷惑行為防止条例……………	(同) ……同
○山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(企 業 局) ……45

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（議会）
- 1 厚生労働環境委員会の名称を厚生環境委員会に、商工観光委員会の名称を商工労働観光委員会に変更し、厚生環境委員会は環境エネルギー部の分掌に属する事項を、商工労働観光委員会は、商工労働観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項を所管することとした。（第2条第1項第3号及び第5号関係）
 - 2 会議の記録の作成方法を変更することとした。（第26条第1項関係）
 - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（人事課）
- 1 居住地から招集地までの往復の路程が150キロメートル以上の議会の議員が、議会等に出席する日の前日に招集地に宿泊したときは、宿泊に係る費用弁償額を併せて支給することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県部設置条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（人事課）
- 1 文化振興及び県民活動に関する事項を企画振興部の分掌事務とすることとした。（第2条第2号関係）
 - 2 生活環境部を廃止し、環境エネルギー部を設置することとし、環境の保全及び環境衛生に関する事項、エネルギーに関する事項並びに防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を分掌させることとした。（第2条第3号関係）
 - 3 商工観光部を廃止し、商工労働観光部を設置することとし、商業及び工業に関する事項、工業立地に関する事項、計量に関する事項、労働に関する事項、観光に関する事項並びに国際交流に関する事項を分掌させることとした。（第2条第6号関係）
 - 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（財政課）
- 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第1項第228号の2～第228号の2の6及び第456号の3関係）
 - (1) 社会福祉士及び介護福祉士法又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を

- 改正する法律の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付等
- (2) 道路交通法の規定に基づく運転経歴証明書の再交付
- 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第228号の12、第231号及び第457号並びに同条第2項第1号～第5号の2、第6号、第8号及び第10号～第12号関係）
- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料及び介護サービス情報の公表等手数料
- (2) 運転者特定任意講習手数料、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、免許証更新手数料、経由手数料、審査手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料及び講習手数料
- 3 免許証再交付手数料、自動車保管場所証明書交付申請手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章交付手数料を減免することができることとした。（第4条及び別表関係）
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例（県条例第13号）（税政課）
- 1 県民税
- (1) 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。（附則第7条関係）
- (2) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとした。（改正後の附則第21条の2関係）
- (3) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長することとした。（改正後の附則第21条の3関係）
- 2 法人事業税
- 法人の解散又は合併の申告期限について、当該解散又は合併の日後1月以内とすることとした。（第59条関係）
- 3 県たばこ税
- (1) 県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円引き下げることとした。（第86条関係）
- (2) 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き下げることとした。（附則第15条の2関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとし、1の(2)及び(3)に関する改正規定による改正後の山形県県税条例の規定は、平成24年1月1日から適用することとした。
- (1) 2の改正 平成24年4月1日
- (2) 1の(1)の改正 平成25年1月1日
- (3) 3の改正 平成25年4月1日
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（市町村課）
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第34項及び第36項関係）
- (1) 国土利用計画法の規定に基づく届出の受理等 大蔵村
- (2) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の取消し等 山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（生活文化課）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、同法の規定の実施のための手続その他執行に関し必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（地球温暖化対策課）
- 山形県地球温暖化対策等推進基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（水大気環境課）
- 1 民法の一部改正に伴い、法定代理人が法人である場合における登録を拒否しなければならない者を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（雇用対策課）
- 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（雇用対策課）
- 山形県ふるさと雇用再生特別基金の設置期間を平成24年9月30日まで延長することとした。
- ◇ 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（県条例第20号）（食品安全衛生課）
- 1 水道法の規定に基づき、県が経営する水道用水供給事業等に係る技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事及び当該監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 県が経営する水道用水供給事業において、技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事は、水道施設の新設の工事又は規則で定める水道施設の増設若しくは改造の工事とすることとした。（第2条関係）
 - 3 2に掲げる技術上の監督業務を行う者の資格は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科において衛生工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとした。（第3条関係）
 - 4 県が経営する水道用水供給事業及び県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格は、大学において工学（土木工学を除く。）に関する学科目を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとした。（第4条関係）
 - 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（子育て支援課）
- 1 題名を山形県認定こども園の認定の要件に関する条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件のうち、幼稚園又は保育所等が行うべき教育、保育等について定めることとした。（第3条関係）
 - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（子育て支援課）
- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（地域医療対策課）
- 1 介護保険法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護保険事業基金条例（県条例第24号）（長寿社会課）
- 1 介護保険に関する事業等の計画的な執行を図るため、山形県介護保険事業基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
 - 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（長寿社会課）
- 1 介護保険法の一部改正に伴い、平成24年度に限り、介護保険に関する事業に要する経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（長寿社会課）
- 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を平成25年12月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（県条例第27号）（障がい福祉課）
- 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立保護施設条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（障がい福祉課）
- 1 生活保護法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第29号）（障がい福祉課）
- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（障がい福祉課）
- 1 障害者基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（障がい福祉課）
- 1 題名を山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 所掌事務に市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求の事件に係る審査を追加することとした。（第2条第1項関係）
 - 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（障がい福祉課）
山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例を廃止する条例（県条例第33号）（用地課）
 - 1 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、市の区域内に所在する土地を有償で譲渡しようとする場合の届出の義務を課さない面積の規模の特例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（都市計画課）
 - 1 屋外広告物法の一部改正に伴い、法定代理人が法人である場合における登録を拒否しなければならない者を定めることとした。（第21条の4関係）
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県景観条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（都市計画課）
景観法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（道路課）
 - 1 道路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（空港港湾課）
 - 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成25年3月31日まで延長することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（空港港湾課）
地方財政法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県公営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（建築住宅課）
 - 1 公営住宅法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立図書館条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（教育庁）
 - 1 図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。（改正後の第5条関係）
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（教育庁）
 - 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（教育庁）
 - 1 山形県立鶴岡中央高等学校温海校を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（教育庁）
 - 1 酒田市が設置する高等学校に平成24年3月31日に在学していた者であって、同年4月1日に山形県立酒田光陵高等学校に入学を許可されたものから入学金を徴収しないこととした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立博物館条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（教育庁）
 - 1 博物館法の一部改正に伴い、博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（教育庁）
山形県高等学校等修学支援基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（警察本部）
 - 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県迷惑行為防止条例（県条例第47号）（警察本部）
 - 1 この条例は、県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持することを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所等」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならないこととした。（第2条第1項関係）
 - 3 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所等において、正当な理由がないのに、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等その場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならないこととした。（第2条第2項関係）
 - 4 何人も、公共の場所等又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第3条第1項関係）
 - (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。
 - (2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
 - 5 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣場その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において当該状態である人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならないこととした。（第3条第2項関係）
 - 6 何人も、公共の場所等又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、つきまとい、進路に立ちふさがり、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動により、金品を要求してはならないこととした。（第4条関係）
 - 7 何人も、住居その他の人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、貸付け、交換若しくは配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第5条第1項関係）
 - (1) 売買等の申込みを断られたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等をして、速やかにその場から立ち去らないこと。
 - (2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、いいがかりをつけ、住居、建造物、器物等にいたずらをする等不安を覚えさせるような言動をすること。
 - (3) 身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。
 - 8 何人も、公共の場所等において、不特定の者に対して売買等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならないこととした。（第5条第2項関係）
 - 9 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告を行って、その対価を執ように要求してはならないこととした。（第5条第3項関係）
 - 10 何人も、道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第6条第1項関係）
 - (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して、客となるよう誘引をすること。

- (2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (4) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為を観覧させ、販売し、若しくは提供する営業又は専ら歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供に係る利用者となるよう勧誘をすること。
- (5) 人の性的好奇心をそそる行為又は歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、執ように、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。
- 11 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に10に違反する行為をさせてはならないこととした。（第6条第2項関係）
- 12 何人も、道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、専ら10の(2)に掲げる行為の提供について、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して、客となるよう誘引をしてはならないこととした。（第6条第3項関係）
- 13 何人も、10の(1)から(5)までに掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘案して、規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の道路その他公共の場所において、客引き等を行う目的で、客引き等の相手方となるべき者を待つてはならないこととした。（第6条第5項関係）
- 14 警察官は、12又は13に違反していると認められる者に対し、当該違反行為をやめるべき旨を命ずることができることとした。（第6条第4項及び第6項関係）
- 15 何人も、入場券、観覧券その他娯楽施設を利用することができる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売し、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、入場券等を買ひ、又はうろつき、つきまとい、進路に立ちふさがり、呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、買おうとしてはならないこととした。（第7条第1項関係）
- 16 何人も、転売する目的で得た入場券等を、道路その他公共の場所において、不特定の者に売り、又はうろつき、つきまとい、進路に立ちふさがり、呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、売ろうとしてはならないこととした。（第7条第2項関係）
- 17 何人も、人が遊泳している場所又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する場所において、みだりに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を急に旋回し、疾走させる等、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に危険を覚えさせるような行為をしてはならないこととした。（第8条第1項関係）
- 18 何人も、海浜、湖畔、河川敷地、公園等において、みだりに、自動車、原動機付自転車又は軽車両を乗り回して、当該場所にいる者に危険を覚えさせるような行為をしてはならないこととした。（第8条第2項関係）
- 19 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等を除き、(1)から(4)までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならないこととした。（第9条関係）
- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

20 2から11まで及び14から19までに違反した者に対する罰則を設けることとした。（第10条～第14条関係）

21 この条例は、平成24年7月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（企業局）
水力発電所の合計最大出力を89,000キロワットに増加することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「厚生労働環境委員会」を「厚生環境委員会」に、「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改め、「及び労働委員会」を削り、同項第5号中「商工観光委員会」を「商工労働観光委員会」に、「商工観光部」を「商工労働観光部」に、「事項」を「事項及び労働委員会の所管に属する事項」に改める。

第26条第1項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第3号に規定する厚生労働環境委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号に規定する厚生環境委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項第5号に規定する商工観光委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ新条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとする。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「議会等に」を「居住地から招集地までの往復の路程が150キロメートル以上の議員が議会等に」に、「宿泊する必要があると認められる」を「宿泊した」に、「前項に規定する費用弁償額」を「別表第4に定める宿泊料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、交通手段が確保できないおそれがあり議会等に出席する日の前日に宿泊する必要があると認められる場合等の特別の事情がある場合において宿泊したときは、居住地から招集地までの路程にかかわらず、別表第4に定める宿泊料を併せて支給する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 文化振興及び県民活動に関する事項

第2条第3号中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、イの次に次のように加える。

ロ エネルギーに関する事項

第2条第3号ニを削り、同条第6号中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 労働に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（山形県観光事業審議会条例の一部改正）
- 2 山形県観光事業審議会条例（昭和27年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。
第5条中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。
（山形県職業能力開発審議会条例の一部改正）
- 3 山形県職業能力開発審議会条例（昭和37年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第9条中「生活環境部」を「商工労働観光部」に改める。
（山形県防災会議条例の一部改正）
- 4 山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県災害対策本部条例の一部改正）
- 5 山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第5条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県公衆浴場入浴料金審議会条例の一部改正）
- 6 山形県公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和40年4月県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県交通安全対策会議条例の一部改正）
- 7 山形県交通安全対策会議条例（昭和45年10月県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第5条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県農村地域工業等導入審議会条例の一部改正）
- 8 山形県農村地域工業等導入審議会条例（昭和46年10月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第7条中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。
（山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正）
- 9 山形県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県公害審査会条例の一部改正）

- 10 山形県公害審査会条例（昭和52年12月県条例第44号）の一部を次のように改正する。
第4条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県環境審議会条例の一部改正）
- 11 山形県環境審議会条例（平成6年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第7条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県産業構造審議会条例の一部改正）
- 12 山形県産業構造審議会条例（平成7年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第11条中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。
（山形県環境影響評価条例の一部改正）
- 13 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。
第47条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県生活衛生適正化審議会条例の一部改正）
- 14 山形県生活衛生適正化審議会条例（平成12年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正）
- 15 山形県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年7月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
第6条中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。
（山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部改正）
- 16 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例（平成16年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県国民保護協議会条例の一部改正）
- 17 山形県国民保護協議会条例（平成16年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
第8条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県消費生活条例の一部改正）
- 18 山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第44条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。
（山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例の一部改正）
- 19 山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例（平成21年10月県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第6条中「生活環境部」を「環境エネルギー部」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第13号から第15号までを次のように改める。

(13)から(15)まで 削除

第2条第1項第16号中「消防法第11条第1項前段」を「消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段」に、「の取扱所」を「の移送取扱所」に、「危険物取扱所設置許可申請手数料」を「危険物移送取扱所設置許可申請手数料」に、「取扱所の区分」を「移送取扱所の区分」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
イ 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この表において同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）	21,000円
ロ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000円
ハ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

第2条第1項第17号及び第18号を次のように改める。

(17)及び(18) 削除

第2条第1項第19号中「の取扱所」を「の移送取扱所」に、「危険物取扱所変更許可申請手数料」を「危険物移送取扱所変更許可申請手数料」に、「取扱所の区分」を「移送取扱所の区分」に改め、同項第20号及び第21号を次のように改める。

(20)及び(21) 削除

第2条第1項第22号中「の取扱所」を「の移送取扱所」に、「危険物取扱所設置許可完成検査手数料」を「危険物移送取扱所設置許可完成検査手数料」に、「取扱所の区分」を「移送取扱所の区分」に改め、同項第23号及び第24号を次のように改める。

(23)及び(24) 削除

第2条第1項第25号中「の取扱所」を「の移送取扱所」に、「危険物取扱所変更許可完成検査手数料」を「危険物移送取扱所変更許可完成検査手数料」に、「取扱所の区分」を「移送取扱所の区分」に改め、同項第26号中「製造所、貯蔵所又は取扱所」を「移送取扱所」に、「危険物施設仮使用承認申請手数料」を「危険物移送取扱所仮使用承認申請手数料」に改め、同項第27号及び第28号を次のように改める。

(27)及び(28) 削除

第2条第1項第34号中「又は第2項」を削り、「基づく特定屋外タンク貯蔵所又は」を「基づく」に、「特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査手数料」を「移送取扱所の保安検査手数料」に、「掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は」を「掲げる」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
----	----

<p>イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この表において同じ。）が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの</p>	<p>70,000円</p>
<p>ロ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの</p>	<p>70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額</p>

第2条第1項第116号の2を削り、同項中第228号の2を第228号の2の7とし、第228号の次に次の6号を加える。

- (228)の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料 1,000円
- (228)の2の2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の書換え交付 認定特定行為業務従事者認定証書換え交付手数料 900円
- (228)の2の3 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付 認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料 900円
- (228)の2の4 社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条の規定に基づく登録研修機関の登録の申請に対する審査 登録研修機関登録申請手数料 7,900円
- (228)の2の5 社会福祉士及び介護福祉士法附則第9条第1項の規定に基づく登録研修機関の登録の更新の申請に対する審査 登録研修機関登録更新申請手数料 4,500円
- (228)の2の6 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者の登録の申請に対する審査 登録特定行為事業者登録申請手数料 4,200円（特定行為の変更に係るものにあつては、3,900円）

第2条第1項第228号の12中「1,000円」を「700円」に改め、同項第231号中「同条第3項」を「同条第2項」に、「次号の表の備考第1項に規定する」を「次の表のイに掲げる」に、「9,500円（同備考第3項に規定する）」を「5,500円（次の表のロに掲げる）」に改め、同号に次の表を加え

る。

イ 次のいずれかに掲げる複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている場合

- (イ) 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうちいずれか2以上の介護サービス
- (ロ) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- (ハ) 訪問看護、療養通所介護又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス
- (ニ) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- (ホ) 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス
- (ヘ) 療養通所介護、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか2以上の介護サービス
- (ト) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (フ) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- (リ) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス
- (ス) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか2以上の介護サービス
- (ル) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス
- (7) 次に掲げる介護サービスの全部又は一部及び介護保健施設サービス又は介護療養施設サービス
 - a 短期入所療養介護
 - b 介護予防短期入所療養介護
- (7) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (カ) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

ロ 複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている場合において、当該複数の介護サービスに次のいずれかに掲げる複数の介護サービスが含まれる場合

- (イ) 短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護（短期入所生活介護の利用定員が特定施設入居者生活介護の入居定員の6分の1以下である場合に限る。）
- (ロ) 短期入所生活介護及び介護保健施設サービス（短期入所生活介護の利用定員が介護保健施設サービスの入所定員の6分の1以下である場合に限る。）
- (ハ) 共用型認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護

第2条第1項第232号を次のように改める。

(232) 削除

第2条第1項第456号の2の次に次の1号を加える。

(456)の3 道路交通法第104条の4第6項の規定に 運転経歴証明書再交付 1,000円
 基づく運転経歴証明書の再交付 手数料

第2条第1項第457号中「1,700円」を「1,500円」に改め、同条第2項第1号の表イの項中

1,850円
2,000円

 を

1,600円
1,900円

 に、「4,950円」を「4,600円」に、「8,650円」を

「7,700円」に改め、同表ロの項中

2,100円
2,050円

 を

1,800円
1,900円

 に、「2,400円」を

「2,200円」に、「3,400円」を「3,050円」に改め、同表ハの項からへの項までを次のように改める。

ハ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
	道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,050円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円）
ニ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500円
ホ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円

	道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,600円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円）
へ 仮運転免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
	道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,000円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）

第2条第2項第1号の2の表イの項中「中型自動車運転免許」を「中型自動車仮運転免許」に、「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に改め、同表ロの項中「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同項第2号の表イの項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に改め、同表ロの項中「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に改め、同表ハの項中 1,150円 を 1,000円 に改め、同項第3号の表イの項中「2,100円」を「2,050円」に改め、同表ロの項中

「

1,200円

」を「

1,100円

」に改め、同項第4号の表中

3,650円
1,200円

 を

「

3,600円
1,100円

」に改め、同項第5号中「2,550円」を「2,500円」に改め、同項第5号の2中

「600円」を「550円」に改め、同項第6号中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を

「3,100円」に改め、同項第8号の表中

24,700円
20,500円
14,100円
22,450円

 を

23,500円
19,650円
14,500円
21,850円

 に改め、同表

の付表中

3,950円
1,350円
4,600円
7,050円
6,750円
2,250円
7,950円
2,150円
1,900円
2,150円
2,150円
1,900円
2,150円

 を

3,750円
1,300円
4,450円
7,000円
6,400円
2,200円
7,800円
2,100円
1,850円
2,100円
2,100円
1,850円
2,100円

 に改め、同表の備考第1項中「3,750円」を

2,200円	2,250円
1,950円	2,000円
2,050円	2,250円
2,200円	1,850円
2,000円	1,950円
2,000円	2,450円
3,200円	3,150円
2,750円	2,700円

「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同備考第2項中「300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては300円」を「350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては350円」に改め、同条第2項第10号

4,450円
4,100円
1,350円
4,800円
1,300円
1,350円
1,300円
2,000円

の表中

15,650円
12,150円
9,500円
13,300円

を

15,000円
11,800円
9,450円
12,850円

に改め、同表の付表中

を

1,250円
1,250円
1,250円
1,450円
1,250円
1,250円
1,450円
1,250円
1,250円
1,400円
1,200円
1,150円
2,750円

4,150円
3,750円
1,300円
4,450円
1,450円
1,400円
1,500円
1,900円
1,350円

1,300円
1,150円
1,450円
1,200円
1,250円
1,450円
1,200円
1,250円
1,350円
1,150円
1,150円
2,700円

に改め、同表の備考第1項中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を

「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同備考第2項中「150円」を「100円」に改め、同条第2項第11号中「2,650円」を「2,400円」に改め、同項第12号の表口の項中「2,600円」を「2,450円」に改め、同表ハの項中「2,300円」を「2,200円」に改め、同表ホの項中「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に改め、同表ヘの項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同表チの項中「1,200円」を「1,250円」に改め、同表リの項中「750円」を「650円」に改め、同表ヌの項中「もの」を「講習」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に改

め、同表ルの項中

700円
1,050円

 を

600円
950円

 に、「1,700円」を「1,500円」に、

「1,050円」を「950円」に改め、同表ワの項中「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改める。

第3条中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項から第19項までを2項ずつ繰り上げる。

第4条中「除く。）」を「除く。）」及び同条第2項第4号に定める手数料」に改める。

別表中「自動車保管場所証明書交付申請手数料、保管場所標章交付手数料、保管場所標章再交付手数料」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第48条の11中「同条第40項」を「同条第39項」に、「同条第41項」を「同条第40項」に、「で定める率」を「に規定する率」に、「あん分して」を「^{あん}按分して」に改める。

第56条第1項及び第3項中「法第72条の31まで」を「第72条の30まで」に改める。

第59条第1項及び第2項中「10日」を「1月」に改める。

第62条の2第3項中「第72条の49の8から第72条の49の10まで及び第72条の49の12」を「第72条の49の12から第72条の49の14まで及び第72条の49の16」に改める。

第62条の3の見出し中「個人」を「個人の事業税」に改め、同条第1項中「第72条の49の8第1項ただし書」を「法第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第64条第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に、「定める」を「規定する」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に、「定める」を「規定する」に改める。

第67条の2第1項第1号中「第72条の49の8第8項」を「第72条の49の12第8項」に、「補てんされる」を「補填される」に、「法第72条の49の8第1項」を「同条第1項」に改め、同項第2号中「補てんされる」を「補填される」に改める。

第86条中「1,504円」を「860円」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ハ中「並びに租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「及び第10条の2の2から第10条の7まで」を「、第10条の2の2から第10条の6まで及び第10条の7（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに同法第10条の2及び第10条の3」に改める。

附則第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則第10条の2第1項中「及び附則第12条第3項」を「、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項」に改める。

附則第15条の2中「716円」を「411円」に改める。

附則第21条第1項中「」については」を「」がある場合には、同項に規定する損失対象金額（以下この項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第21条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第4条第1項中「法附則第4条第1項第1号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条第1項第1号」と、同条第2項中「法附則第4条第3項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第3項」と、同条第3項中「法附則第4

条第1項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第1項第2号」と、「法附則第4条第3項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第3項」と、「法附則第4条第7項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第7項第2号」と、附則第4条の2第1項中「法附則第4条の2第1項第1号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条の2第1項第1号」と、同条第2項中「法附則第4条の2第3項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項」と、同条第3項中「法附則第4条の2第1項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号」と、「法附則第4条の2第3項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項」と、「法附則第4条の2第7項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号」と、附則第5条の4第1項第2号ロ中「第31条の3」とあるのは「第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、同条第3項中「法附則第5条の4第3項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第5条の4第3項」と、附則第10条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第10条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第11条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、同条第2項中「法附則第34条の3第2項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第34条の3第2項」と、附則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4、附則第10条、附則第10条の2、附則第11条又は附則第12条の規定を適用する。

2 前項の規定は、法附則第44条の2第2項に定める場合に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第21条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者（平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則附則第22条の2第1項で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 附則第10条の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第27条の3第2項で定める場合において、同条第3項に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる

土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第22条の2第2項で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から施行令附則第27条の3第3項に規定する日までの期間を附則第10条の2第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第22条第1項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改める。

附則第23条第1項中「第72条の49の8から第72条の49の10まで」を「第72条の49の12から第72条の49の14まで」に、「第72条の49の8並びに法第72条の49の9、第72条の49の10」を「第72条の49の12並びに法第72条の49の13、第72条の49の14」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に、「第72条の49の8第10項」を「第72条の49の12第10項」に改める。

附則第25条第1項中「附則第51条第3項」を「附則第51条第4項」に改める。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成23年10月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第51条第3項」を「附則第51条第4項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第59条の改正規定及び附則第4項の規定 平成24年4月1日
 - (2) 第1条中県税条例第62条の2、第62条の3、第64条及び第67条の2の改正規定並びに県税条例附則第7条及び第23条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成25年1月1日
 - (3) 第1条中県税条例第86条の改正規定及び県税条例附則第15条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 平成25年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の県税条例附則第21条の2及び第21条の3の規定は、平成24年1月1日から適用する。

（県民税に関する経過措置）
- 3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（第1条の規定による改正前の県税条例（以下「旧条例」という。）第40条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
- 4 平成24年4月1日前に解散又は合併をした法人に係る解散又は合併の申告については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）
- 5 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第2項を削り、第3項を第2項とし、同表第4項事務の欄中「第6条の3第

1項」を「第6条の4第1項」に改め、同項を同表第3項とし、同表中第5項を第4項とし、同表第6項市町村の欄を次のように改める。

各町村

第2条第1項の表中第6項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同表第16項事務の欄中「から第19項まで」を「及び次項」に改め、「から第18項まで」を削り、同欄第12号中「第7条第2項及び第15条第2項において準用する政令第3条第4項」を「第7条第4項（第15条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同表第14項とし、同表中第17項及び第18項を削り、第19項を第15項とし、同表第20項市町村の欄中「市町村」を「市」に改め、「にあっては山形市」を削り、同項を同表第16項とし、同表第21項事務の欄中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第54号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表第17項とし、同表第22項市町村の欄中「山形市以外の市並びに」を削り、同項を同表第18項とし、同表第23項市町村の欄を次のように改める。

各町村

第2条第1項の表中第23項を第19項とし、第24項及び第25項を削り、第26項を第20項とし、第27項を第21項とし、同表第28項事務の欄第1号中「市町村」を「町村」に改め、同項市町村の欄を次のように改める。

各町村

第2条第1項の表中第28項を第22項とし、第29項を第23項とし、第30項を第24項とし、同表第31項事務の欄中「第35項」を「第29項」に改め、同項を同表第25項とし、同表中第32項を第26項とし、同表第33項事務の欄第2号中「第57条の3第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び」を「、第57条の3第1項及び」に、「法第42条第2項」を「場合を含む。）」に改め、同項市町村の欄中「山形市以外の市並びに」を削り、同項を同表第27項とし、同表中第34項を第28項とし、第35項を第29項とし、同表第36項事務の欄中第1号から第11号までを削り、第12号を第1号とし、第13号から第40号までを11号ずつ繰り上げ、第41号から第48号までを削り、第49号を第30号とし、第50号及び第51号を削り、第52号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定による敷地等の引渡し等の代執行（個人施行者、組合又は再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。）

第2条第1項の表第36項事務の欄中第53号を第33号とし、第54号から第96号までを20号ずつ繰り上げ、同項市町村の欄中「第1号から第11号まで、第41号から第48号まで、第50号、第51号及び第77号から第82号までに掲げる事務（第41号に掲げる事務のうち法第60条第2項において準用する同条第1項の規定により行う事務及び第50号に掲げる事務のうち法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定により行う事務を除く。）」を「第57号から第62号までに掲げる事務」に改め、同項を同表第30項とし、同表中第37項を第31項とし、第38項及び第39項を削り、第40項を第32項とし、第41項を第33項とし、第42項を削り、同表第43項市町村の欄を次のように改める。

酒田市及び大蔵村

第2条第1項の表中第43項を第34項とし、第44項を第35項とし、同表第45項事務の欄第3号中「の規定」を「（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄中第18号を第20号とし、第9号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第8号中「第29条第2項」を「第30条」に、「役員名簿等」を「役員名簿」に、「閲覧」を「閲覧及び謄写」に改め、同号を同欄第

10号とし、同欄第7号中「第29条第1項」を「第29条」に改め、「役員名簿等及び定款等」を削り、同号を同欄第9号とし、同欄中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理

第2条第1項の表第45項事務の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

第2条第1項の表中第45項を第36項とし、第46項から第50項までを9項ずつ繰り上げる。

第2条第2項の表第1項事務の欄第11号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第3項中「第2条第1項の表第31項」を「第2条第1項の表第25項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第23項市町村の欄の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町村の長が執行することとなる事務（次項に規定する事務を除く。）に係るものは、同日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正前の第2条第1項の表第2項、第24項、第36項、第39項及び第42項に掲げる事務のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第13条、第44条第2項ただし書、第59条第3項及び第4項、第61条並びに第102条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる処分その他の行為に係る事務については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び届出書」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項に次の5号を加える。

(4) 法第44条第2項の申請書

(5) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書

(6) 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書

(7) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書

(8) 法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書
第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「の規定」を「（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改め、「軽微な事項に係る」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号中「の規定」を「（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第13条第2項の規定による設立の登記をした旨の届出

第2条第2項に次の2号を加える。

- (7) 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による合併の登記をした旨の届出
(8) 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による代表者の氏名の変更の届出

第3条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

第3条の2を削る。

第4条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第1項中「第29条第1項」を「第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第4条の2 法第30条の規定による閲覧及び謄写の請求手続及び場所については、規則で定める。

第5条を次のように改める。

（役員報酬規程等の提出期限）

第5条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までにを行うものとする。

- 2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第54条第3項の書類にあっては助成金の支給を行った後遅滞なく、同条第4項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）行うものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（役員報酬規程等の閲覧及び謄写）

第5条の2 法第56条の規定による閲覧及び謄写の請求手続及び場所については、規則で定める。

第7条第1項中「第44条の3」を「第75条」に改める。

第8条中「第2章」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条に1項を加える部分を除く。）及び次項の規定は、同年7月9日から施行する。
2 平成24年7月9日前に発給された改正前の第3条第2号に規定する文書については、なお従前の例による。

山形県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例

山形県地球温暖化対策等推進基金条例（平成21年10月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号**山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例**

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「前各号」を「前各号又は次号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号**山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例**

山形県立職業能力開発校条例（昭和49年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第4項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号**山形県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例**

山形県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成21年2月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成24年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号**山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例**

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条第1項及び第2項並びに法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事及び当該監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格を定めるものとする。

（技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事）

第2条 法第31条において準用する法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設（法第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）の新設の工事又は規則で定める水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

（技術上の監督業務を行う者の資格）

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科において衛

生工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、大学において工学（土木工学を除く。）に関する学科目を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「第3条第1項第4号及び同条第2項第3号」を「第3条第1項及び第3項」に、「基準」を「要件」に改める。

第3条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条中「第3条第1項第4号及び同条第2項第3号」を「第3条第1項」に、「認定の基準は、別表のとおり」を「要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に掲げる基準に適合すること」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に掲げる基準に適合することとする。

別表第3項第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

別表第4号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県介護保険事業基金条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県介護保険事業基金条例

(設置)

第1条 介護保険に関する事業等の計画的な執行を図るため、山形県介護保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県介護保険財政安定化基金条例（平成12年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、基金は、法附則第10条第1項の規定により、処分することができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年10月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、

障がい児施設支援料	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	を に改め、
障がい児通所支援料	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
障がい児入所支援料	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	

同表の備考第2項中「とは」を「とは、支援法第5条第6項に規定する療養介護（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による措置に係るものを除く。）、支援法第5条第7項に規定する生活介護（児童福祉法第21条の6及び身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置に係るものを除く。）」に改め、「（昭和24年法律第283号）」を削り、同備考第4項を第5項とし、同備考第3項中「障がい児施設支援料」を「障がい児入所支援料」に、「第7条第5項」を「第7条第2項」に、「盲ろうあ児施設支援及び同条第6項に規定する肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この表において「障がい児通所支援料」とは、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。）及び同法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。）に係る料金をいう。

（山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正）

第2条 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第3条第1項中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「から、短期入所」を「又は支援法第5条第7項に規定する生活介護若しくは同条第11項に規定する施設入所支援（以下「生活介護等」という。）を受けた障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に係る者を除く。）から、当該短期入所又は当該生活介護等」に改め、同条第2項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第3条の2第1項中「知的障害児施設に」を「福祉型障害児入所施設に」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「知的障害児施設支援を」を「障害児入所支援（以下「障がい児入所支援」という。）を」に、「当該知的障害児施設支援を」を「当該障がい児入所支援」に改め、同条第2項中「第24条の2第2項」を「第24条の2第2項第1号」に改める。

（山形県立総合療育訓練センター条例の一部改正）

第3条 山形県立総合療育訓練センター条例（昭和57年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第43条の2」を「第42条第2号」に、「盲ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設に限る。）及び同法第43条の3」を「医療型障害児入所施設、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号」に、「肢体不自由児施設」を「医療型児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県立保護施設条例の一部を改正する条例

山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第39条の規定により厚生労働大臣が」を「第39条第2項に規定する厚生労働省令で」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（山形県障がい者支援施設条例の一部改正）

第2条 山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第4条を次のように改める。

（指定管理者が行う管理の基準）

第4条 指定管理者は、法第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第44条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第84条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準その他知事が必要と認める基準に従い、支援施設の管理を行うものとする。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第12項までを削り、附則第13項を附則第3項とする。

（山形県立ふれあいの家条例の一部改正）

第3条 山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第80条第1項の規定により厚生労働大臣が」を「第80条第2項に規定する厚生労働省令で」に改める。

（山形県立ワークショップ明星園条例の一部改正）

第4条 山形県立ワークショップ明星園条例（平成23年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

山形県障がい者施策推進協議会条例（昭和47年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第34条第3項の規定に基づき」を「第36条第1項に規定する合議制の機関として」に、「の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

附 則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例（平成18年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例

第1条中「の規定」を「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する法第98条第1項の規定」に、「山形県障がい者介護給付費等不服審査会」を「山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会」に改める。

第2条第1項中「事件」を「事件及び児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件」に改め、同条第2項中「法第97条第1項の」を「前項の」に改める。

第3条第2項中「の合議体」を「及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6の合議体」に改める。

第4条中「の規定」を「（児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例（平成21年7月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例を廃止する条例

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例（平成15年3月県条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第4号中「住所」を「住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」に改める。

第21条の4第1項第5号中「前各号」を「前各号又は次号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県景観条例の一部を改正する条例

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。
 第25条第1項中「第8条第2項第5号ロ」を「第8条第2項第4号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1号中「第11条の7第1項」を「第11条の8第1項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	5	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	400	

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60	49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90	74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	250
	外径が1メートル以上のもの		600	490

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
上空に設ける通路				1,000	490
地下に設ける通路				610	300
その他のもの				1,000	820
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	99
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	99
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	標識		1本につき1年	800	650
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10
		その他のもの	1本につき1月	200	99

	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	990
	その他のもの	1,000		490	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	200	99
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				100	82
令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第7号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		

令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条 第11号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のものに限る。）の路 面下に設けるもの	Aに0.016を 乗じて得た額	Aに0.02を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	

別表の備考第7項中「第7条第10号及び第11号」を「第7条第6号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可をし、又は同法第35条の規定による協議が成立した道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された道路の占有を含む。以下「既存占有」という。）に係る平成24年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。
 - (1) 平成24年度 当該既存占有について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年3月県条例第36号）附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.1を乗じて得た額
 - (2) 平成25年度以降の各年度 当該既存占有に係る前年度分の占用料の額に1.1を乗じて得た額

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

山形県港湾整備事業特別会計条例（平成3年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第37条第7号」を「第46条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「身体障害者」を「障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）」に、「政令第6条第1項に規定する」を「規則で定める」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県立図書館条例の一部を改正する条例

山形県立図書館条例（昭和25年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の前の見出しを削り、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「（委員の任期）」を付する。

第5条中「協議会の」及び「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（委員の任命の基準）

第5条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄宿舎 指導員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校	人	人	人	人	人	人	人	人	人
中 学 校	6,346	402	59			411		25	7,243

特 別 支 援 学 校	740	19		98	21	42		64	984
高等学校	1,948	59			177	164	10	112	2,470

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中 「 山形県立鶴岡中央高等学校
山形県立鶴岡中央高等学校温海校 」 鶴岡市
鶴岡市 を
「 山形県立鶴岡中央高等学校 」 鶴岡市 に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（山形県立酒田光陵高等学校に入学を許可された者に係る入学料の特例）

- 4 この条例の規定にかかわらず、酒田市が設置する高等学校に平成24年3月31日に在学していた者であつて、同年4月1日に山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）本則第1号の表に規定する山形県立酒田光陵高等学校に入学を許可されたものからは、入学料を徴収しないものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県立博物館条例の一部を改正する条例

山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号**山形県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例**

山形県高等学校等修学支援基金条例（平成21年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号**山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例**

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

	「181人		「182人	
第1条第1項中	551人	を	552人	に改める。
	569人		572人	
	588人」		590人」	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山形県迷惑行為防止条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号**山形県迷惑行為防止条例**

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和46年7月県条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持することを目的とする。

（粗暴行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所等」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動（第5条第2項の

規定により禁止される言動に該当するものを除く。)をしてはならない。

- 2 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所等において、正当な理由がないのに、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等その場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所等又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身につける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

- 2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣場その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。

(不当な金品の要求行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所等又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、つきまとい、進路に立ちふさがり、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動（第2条第1項の規定により禁止される言動に該当するものを除く。）により、金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第5条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、貸付け、交換若しくは配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 売買等の申込みを断られたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等をして、速やかにその場から立ち去らないこと。

(2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、いいがかりをつけ、住居、建造物、器物等にいたずらをする等不安を覚えさせるような言動をすること。

(3) 身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。

- 2 何人も、公共の場所等において、不特定の者に対して売買等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。

- 3 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、物品の作成、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告を行って、その対価を執ように要求してはならない。

(客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して、客となるよう誘引をすること。

(2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

(4) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為を観覧させ、販売し、若しくは提供する営業又は専ら歓楽的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供に係る利用者となるよう勧誘をすること。

(5) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、執ように、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。

- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、専ら歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して、客となるよう誘引をしてはならない。
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引をしていると認められる者に対し、当該誘引をやめるべき旨を命ずることができる。
- 5 何人も、第1項第1号から第5号までに掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の道路その他公共の場所において、客引き等を行う目的で、客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべき旨を命ずることができる。
（入場券等の不当な売買行為等の禁止）

第7条 何人も、入場券、観覧券その他娯楽施設を利用することができる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売し、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、入場券等を買ひ、又はうろつき、つきまとい、進路に立ちふさがり、呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、買おうとしてはならない。

- 2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、道路その他公共の場所において、不特定の者に売り、又はうろつき、つきまとい、進路に立ちふさがり、呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、売ろうとしてはならない。
（危険行為の禁止）

第8条 何人も、人が遊泳している場所又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する場所において、みだりに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を急に旋回し、疾走させる等、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

- 2 何人も、海浜、湖畔、河川敷地、公園等において、みだりに、自動車、原動機付自転車又は軽車両を乗り回して、当該場所にいる者に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
（嫌がらせ行為の禁止）

第9条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその

知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第10条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第11条 第6条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の規定に違反した者

(2) 第4条の規定に違反した者

(3) 第5条の規定に違反した者

(4) 第6条第1項の規定に違反した者

(5) 第7条の規定に違反した者

(6) 第8条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第6条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第14条 第6条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第11条第1項、第12条第1項第3号から第5号まで及び前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「88,000キロワット」を「89,000キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年 3月21日印刷
平成24年 3月21日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056